

学校長 様

新潟県立白根高等学校

年 組

生徒氏名

治癒届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症にて加療等をしておりましたが、医療機関等から令和 年 月 日以降、登校が可能と判断されましたので、本届を提出します。

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・お子さんの登校が可能と判断されたら、学校に連絡し、登校する際は、本届をお子さんに持参させてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。いつから登校してよいのか、医療機関等の指示のとおり記入してください。
- ・保護者等が記入できない場合は、学校職員が保護者等へ、上記内容を電話で確認するなどの対応をとります。記入できるようになったら、速やかに学校に提出してください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症療養期間について											
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
発症日				症状軽快				登校再開			
	療養期間7日間かつ、症状軽快後24時間経過										
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
発症日									症状軽快		登校再開
	症状継続のため、療養期間延長										

学校長 様

新潟県立白根高等学校

年 組

生徒氏名

療養解除届（インフルエンザ用）

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日： 月 日

解熱した日： 月 日

登校開始日： 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

<例>

12/7から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

保護者 様

新潟県立白根高等学校長

出席停止について(通知)

学校保健法安全法により、他の生徒に伝染する恐れのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断・治療を受け、登校の際には下記の証明書を学校に提出してください。

なお、インフルエンザの場合は別の用紙になります。

I 出席停止となる病気とその期間の基準（主に第2種感染症）

(1) インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
(2) 百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
(3) 麻疹	解熱後3日を経過するまで
(4) 流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
(5) 風疹	発疹が消失するまで
(6) 水痘	すべての発疹が痂皮化されるまで
(7) 咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
(8) その他 ()	治癒するまで、または医師の感染のおそれがないと判断するまで

Ⅱ 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談のうえ、登校させて下さい。

Ⅲ 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

Ⅳ 病院によっては文書料が必要となる場合がありますので、御承知おきください。

治癒証明書

年 組 氏名

診断名 ()

上記の生徒は治癒し、他の生徒に伝染の恐れがないことを通知します。

出席停止を必要とした期間 月 日から 月 日まで

登校してもよいと認められる日 月 日 から

令和 年 月 日

病院名

醫師名 _____ 印 _____